

「千葉県特別支援教育推進基本計画」の概要

本県障害児教育の現状と課題

早期からの相談支援体制の整備

小・中学校の特殊学級等における指導の充実

通常の学級における、LD、ADHD、高機能自閉症をはじめ、障害のある児童生徒に対する支援の充実

養護学校における児童生徒の増加への対応

盲・聾・養護学校の児童生徒の障害の重度・重複化への対応

高等部卒業後の就労支援の充実

卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援

教員の専門性の維持・向上

【特別支援教育の基本的な考え方】

すべての幼児児童生徒は、価値ある存在、尊重される存在である。

地域で共に学ぶ機会が得られる教育を目指す。

自立や社会参加に向けて、能力を最大限に発揮して学習できる教育を目指す。

【計画策定の趣旨】

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行う。

【基本計画の策定方針】

5年から10年の中・長期的な計画として策定する。

障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた支援と関係機関の支援ネットワークの構築を柱とした、総合的な基本計画とする。

「あすのちばを拓く10のちから」等、本県の福祉関連計画とタウンミーティングやパブリックコメントで寄せられた県民の意見を参考に、教育戦略ビジョンと連携しながら策定作業を行う。

【基本計画のテーマ】

基本計画策定について

本県における障害児教育の現状と課題

本県の特別支援教育の基本的な考え方

早期の教育相談支援体制の整備

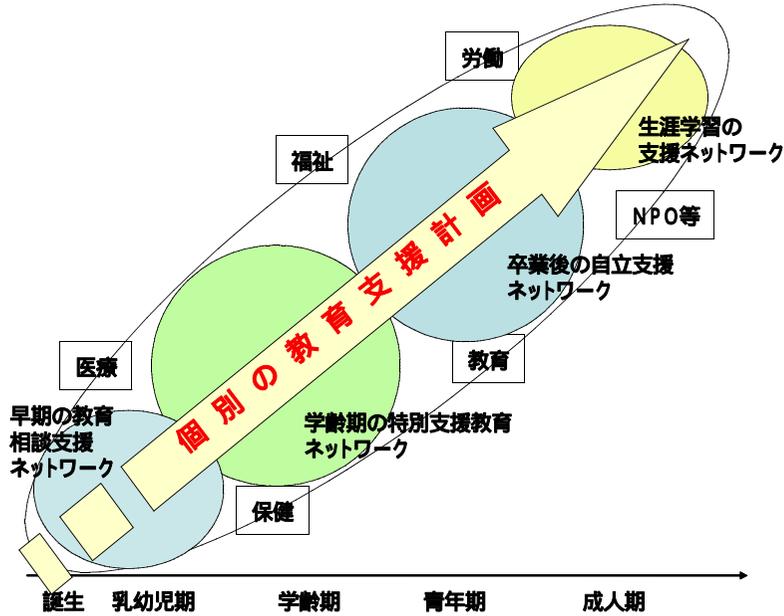
小・中学校における特別支援教育の整備・充実

今後の特別支援学校の新たな機能の構築

後期中等教育の充実と卒業後の自立支援

卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援

学校と教員の専門性の維持・向上



【ライフステージに応じた支援と関係機関等による支援ネットワーク】